

資料 1

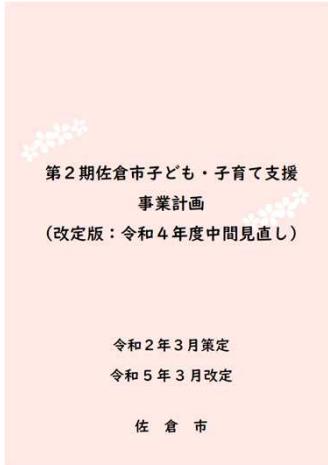
令和7年11月4日（火）  
第3回子育て支援推進委員会

# 子育て支援推進委員会と 青少年問題協議会の改編について

こどもどまんなか  
さくら

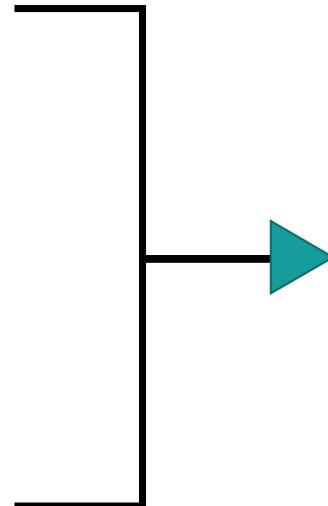


# こども基本法施行 (R5)

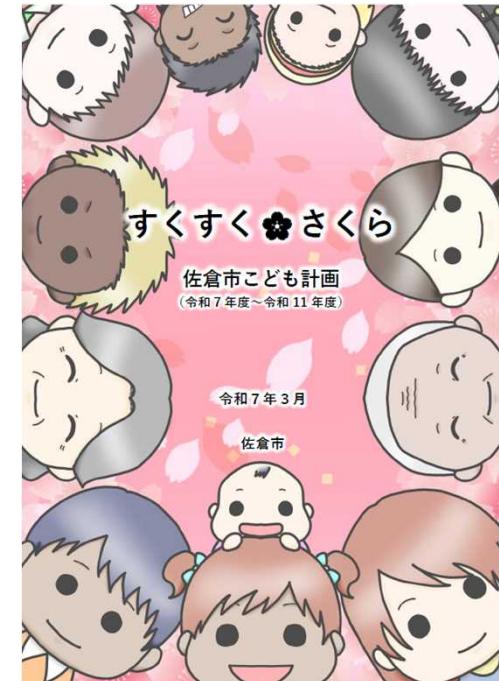


## 子ども・ 子育て支援事業計画

## 青少年育成計画



## こども計画



# 青少年問題協議会（廃止）



**根拠**：地方青少年問題協議会法  
**役割**：青少年の非行防止に向けた、  
関係機関の相互連携・調整  
**計画**：佐倉市青少年育成計画（～R6）

## 背景：

昭和時代には、青少年の非行に対応  
平成・令和と時代は移り変わり、情報化社会による影響や不登校・ひきこもり、児童虐待の増加、発達障害への対応、子どもの貧困など、課題が多様化・複雑化  
青少年の非行防止を目的として設置されたこの協議会が、課題解決に向けた総合的な施策を講じるといった本来の役割を果たすことが難しくなっている

## 現状：

年1回、情報共有と意見交換の場となっている  
青少年育成計画を策定する年度のみ計画（案）に対する意見聴取を行っている  
多様化・複雑化する子ども・青少年問題に対応する協議体等が他に存在している  
・佐倉市児童虐待防止ネットワーク（こども家庭課）  
・佐倉市いじめ問題対策連絡協議会（指導課）  
・佐倉市青少年育成市民会議（こども政策課）  
・佐倉市こども家庭センター（こども家庭課）

# 子育て支援推進委員会（廃止）

第2期佐倉市子ども・子育て支援  
事業計画  
(改定版：令和4年度中間見直し)

令和2年3月策定

令和5年3月改定

佐倉市

根拠：子ども・子育て支援法

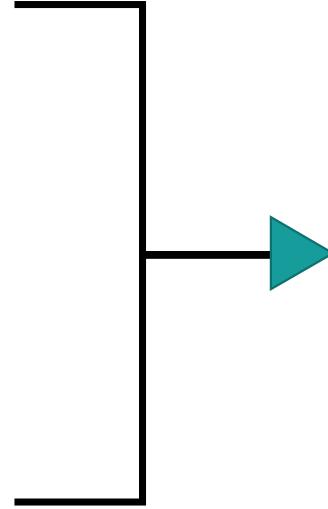
役割：子育て支援の推進に関する  
必要な事項の調査、審議

計画：佐倉市子育て支援事業計画（～R6）

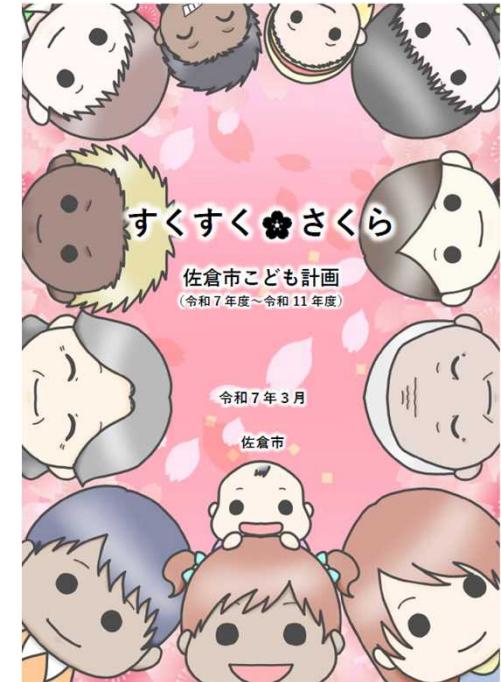


## 子育て支援推進委員会 (廃止)

## 青少年問題協議会 (廃止)



## (仮) こどもどまんなか会議



## (仮) こどもどまんなか会議



根拠：こども基本法

役割：こども施策の推進に関し必要な事項の調査、審議及び関係機関の連絡調整

計画：佐倉市こども計画 (R 7 ~)

## 子育て支援推進委員会（廃止）

学識経験者	小学校長
〃	保幼小中の保護者
医師	〃
歯科医師	〃
民生委員・児童委員	市民
主任児童委員	〃
保育園長	児セor学童所長
幼稚園長	



## （仮）こどもどまんなか会議

学識経験者	保幼小中高の保護者
〃	〃
医師	市民
歯科医師	こども・若者
民生・児童・主児童	児セor学童所長
保育園長	人権擁護委員
幼・認こ長	療育施設の所長
小中高の長	社会福祉協議会

## 青少年問題協議会（廃止）市長以下、市の職員除く

区分	ネ	市	ど
警察関係職員	○		
家庭裁判所の職員			
社会教育委員			
民生委員・児童委員	○	○	○
保護司	○	○	
社会福祉協議会運営委員	○	○	○
小・中・高校の校長	○	○	○
青少年相談員	○		

ネ…児童虐待防止ネットワーク

市…青少年育成市民会議

区分（識見を有する者）	ネ	市	ど
印旛健康福祉センター	○		
成田公共職業安定所			
少年警察ボランティア		○	
青少年育成市民会議		○	
スポーツ協会			
スポーツ推進員		○	
PTA連絡協議会		○	
敬愛短期大学教授			
人権擁護委員			○

ど…（仮）こどもどまんなか会議

## スケジュール

- 8月 子育て支援推進委員会での審議①
- 10月 青少年問題協議会での審議
- 11月 子育て支援推進委員会での審議②
- 1月 子育て支援推進委員会での審議③
- 2月 議会議上程（廃止条例・新規条例）
- 3月 議決
- 4月 新委員会の公募

こどもどまんなか  
さくら

